

令和2年度

## 海洋技術開発促進事業費補助金

(マリン・オープンイノベーション (MaOI) プロジェクト関連)

### 公募要項

令和2年6月

静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課

## 1 趣旨

静岡県では、駿河湾等の特徴ある環境や、そこに生息する多様な海洋生物など魅力ある海洋資源を活用し、マリンバイオテクノロジーを核としたイノベーションを促進することにより、静岡県における多彩な産業の振興と創出を図るマリンオープンイノベーションプロジェクト（以下「MaOIプロジェクト」という。）に取り組んでいる。

「MaOIプロジェクト」では、静岡県静岡市にある清水マリンビルの一部をプロジェクトの拠点「MaOI-PARC」として改修し、プロジェクトの推進機関「MaOI機構」の執務室のほか、研究機関や企業等が利用できる「共同ラボ」、「連携研究室」、「交流スペース」を整備し、令和2年秋頃に開所を予定している。

また、研究成果の産業応用分野として、短期・中期での成果が期待される「水産」及び「食品」分野、長期的視点で取り組む「創薬」分野、「環境・エネルギー」分野などを想定しており、静岡県新産業集積クラスターや大学・研究機関などと連携して、民間事業者のビジネス展開を支援する。

今回の公募は、MaOIプロジェクトが目指す、マリンバイオテクノロジーを活用した「食品」、「水産」、「創薬」及び「環境・エネルギー等」の分野の事業化を促進する上で、基盤となる工学系・情報系の技術開発の取組を支援するものである。

## 2 公募の内容

### (1) 補助対象事業

「マリンオープンイノベーションプロジェクトにおける研究開発・産業応用の基本方針」（別添）に沿った、マリンバイオテクノロジーを活用した「食品」、「水産」、「創薬」及び「環境・エネルギー等」の分野における事業化の基盤となる工学系・情報系の技術開発に関する掲げる事業であって、知事が認めるものに限る。

### (2) 補助対象者

大学等と連携して技術開発を実施する県内企業

### (3) 補助対象経費

別表1のとおり

### (4) 補助事業期間

2年以内（交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和4年3月10日まで）

※交付決定及び完了検査は、単年度ごととする。

### (5) 補助率及び補助上限額

別表1に掲げる経費の3分の2以内とし、1,000万円（単年）を上限とする。ただし、複数年計画の場合は2,000万円（2年合計）とする。

## 【定義】

本公募要項における用語の定義は、次のとおりとします。

### 1 県内企業

県内に当該補助事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する企業をいう。

### 2 企業

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）
- (3) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である者
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (5) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）

### 3 大学等

この要綱において「大学等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。

## (6) その他の条件

次のアからクまでの全てを満たす者とする。

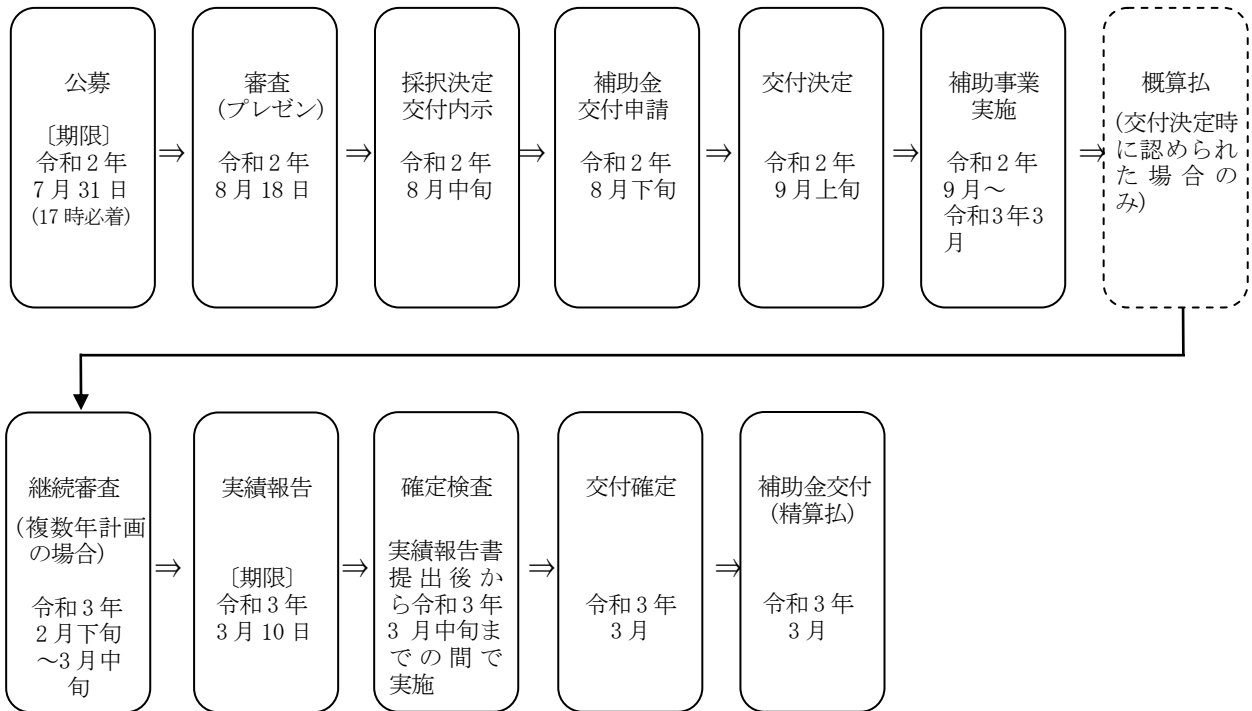
- ア 法人であること。
- イ 申請者自らが実施する事業であること。
- ウ 直近 1 年間における都道府県税を滞納していないこと。
- エ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - (イ) 法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え

- る目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (㊦) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (㊧) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (㊨) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 応募手続き

- (1) 応募期限 令和2年7月31日(金)17時(必着)
- (2) 受付時間 月曜から金曜まで(祝日及び休日を除く。) 9時から17時まで
- (3) 申込方法 上記期間内に必要書類(「(5)必要書類と必要部数」参照)を郵送又は持参にて提出
- (4) 提出先 「9 提出先、問い合わせ先」を参照
- (5) 必要書類と必要部数
  - ア 申込書(別紙様式1)・・・12部(正本1部、写11部)
  - イ 事業計画書(別紙様式2)・・・12部(正本1部、写11部)
  - ウ 会社(大学等)案内・・・12部
  - エ 直近期の都道府県税納税証明書(法人事業税、法人県民税)・・・1部
  - オ 直近2か年の決算報告書  
(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書)・・・1部
  - カ 資金状況調べ(別紙様式3)・・・12部(補足説明)
  - ・カは、補助金の概算払いを希望するコンソーシアムに限り提出すること。
  - ・提出書類は、全て片面カラー印刷(A4版)とすること。
  - ・提出書類は、種類ごとにホッチキス留め(左上)すること。また、1セットずつダブルクリップ留めすること。
- (6) 様式等の入手先  
下記からダウンロードすること。  
静岡県産業イノベーション推進課ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-130/innovation.html>)

#### 4 スケジュール及び審査方法



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

##### (1) 審査方法

- ア 事業計画書等に基づき、資格審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定する。
- イ 審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び委員との質疑応答による審査を行い、審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択する。

##### (2) 審査項目と審査の観点

別表2のとおり

##### (3) 審査委員会

- ア 実施時期 令和2年8月18日(火) ※予定  
審査対象者に対して、8月上旬までに実施時間等の詳細を電子メールにより通知する。
- イ 実施場所 静岡県庁内会議室(予定)  
※ただし、オンラインでの実施とする可能性あり。
- ウ 出席者 5名以内とする。

##### (4) 採択結果の通知

採択結果は、申請者に電子メールにより通知する。

#### 5 事業採択後の事業申請

事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る正式な交付申請手続きがあるので承知すること。

## 6 知的財産権等の取扱い

- (1) 補助事業の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願等を行った場合は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- (2) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、補助事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと知事が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。

## 7 2年計画の場合の取扱い

- (1) 2年度目の事業については、令和3年2月下旬から3月中旬の間に、補助事業の進捗状況等を踏まえた継続審査を行う。審査の結果によっては、次年度の補助金所要額が減額される場合又は計画が採択されない場合もあるので、予め承知すること。
- (2) 2年度目の交付決定額は、原則、事業計画書の6(3)に記載の総事業費に補助率を掛けた金額が上限となる。ただし、継続審査の際に、必要性が特別に認められた場合には、増額する場合もある。
- (3) 継続審査の実施の詳細については、電子メールにより通知する。

## 8 その他の留意事項

- (1) 申込み及び審査委員会参加等応募に係る費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は審査のみに使用し公開しない。なお、提出書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない(県からの指摘による場合を除く)。
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じない。
- (5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象としない。
- (6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものとする。
- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応すること。
- (8) 本補助金は、国の地方創生推進交付金が財源の一部に当てられていることから、国の会計検査との対象となる。
- (9) 補助金は原則として精算払いのため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要である。また、補助事業完了の日(各年度3月10日まで)に、補助事業に係る支払いまで完了している必要がある。
- (10) 採択時や事業終了時に、事業社名、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表を予定している。
- (11) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などへの協力を要請する。
- (12) 採択後、事業者は、民間事業者のビジネス展開を支援する一般財団法人マリンオープンイノベーション機構(MaOI機構)が運営する「MaOIフォーラム」(関係する産業分野や産学官金の連携の場)に入会すること。
- (13) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補

助事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書により知事に報告しなければならない。

- (14) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存すること。
- (15) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがある。
- (16) 事業実施にあたっては、この要項に定めるもののほか、海洋技術開発促進事業費補助金交付要綱に定める内容を遵守すること。

## 9 提出先、問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課 担当：柿ノ迫

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話番号：054-221-3643 FAX：054-221-2698

E-Mail：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

別表1 補助対象経費

区分	左記の内訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	ア 機械装置又は自社で機械装置を製作する場合の工具器具、部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費（ただし、汎用性が高いと判断されるもの、生産に使用するものは対象から除く。） イ 機械装置又は工具器具の試作、改良、据付、修繕させた場合に要する経費 ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費
外注加工費	補助事業遂行に必要な部品等の製造・加工、製図等を下請け発注する際に支払われる経費
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、補助事業遂行に必要な開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼として支払われる経費
委託費	補助事業遂行に必要な調査・分析、技術開発、設計等を研究機関や企業等へ委託又は共同研究する際に支払われる経費
資料購入費	補助事業遂行に必要な図書、参考文献、資料、データ等購入に要する経費
通信運搬費	補助事業遂行に必要な郵便代、運送代
調査研究費	補助事業遂行に必要な調査研究に支払われる経費
消耗品費	補助事業遂行に必要な事業執行のためだけの用途が特定できる消耗品費



別表2 審査項目と審査の観点

審査項目	配点					審査の観点
	S	A	B	C	D	
1 事業の内容	10	7	5	2	0	「研究開発・産業応用の基本方針」に沿った事業内容となっているか(複数の対象分野の事業化を促進するための基盤技術であることが望ましい)
2 事業の実行力	20	15	10	5	0	本技術開発を遂行するための高い能力を有するか(関連分野の開発等の実績、連携する大学等及び再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)
3 技術開発内容の新規性・優位性	10	7	5	2	0	先端的な科学的知見や様々な分野の技術を応用するとともに、先駆性や新規性をはじめ、既存技術に対する優位性が認められるか
4 事業計画の実現可能性・妥当性	20	15	10	5	0	工程や到達目標、達成度の判断基準等が適切に設定されているか(補助事業終了後、短期間のうちに対象分野の事業化が行われることが望ましい)
5 開発する技術等の市場性・実現性・継続性	20	15	10	5	0	当該技術開発を行うことにより、県内経済への波及効果は期待できるか(成果の実用化及び対象分野の事業化が見込まれるか。どのような形で実用化及び事業化されることを想定しているか。)
6 Ma0I 機構との連携体制構築	10	7	5	2	0	当該技術開発を計画するにあたり、Ma0I 機構との連携体制を構築しているか
7 補助対象経費の妥当性	10	7	5	2	0	「海洋技術開発促進事業費補助金交付要綱」に基づく経費を計上しているか